

議案第六十九号

港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 港区長 清 家 愛

港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
(港区旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 港区旅館業法施行条例（平成二十四年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を備えていること。

第七条第七号に次のように加える。

ホ 熱気による入浴設備を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。

(1) 熱気による入浴設備の適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設ける

こと。

(2) 熱気による入浴設備の内部の状況が容易に確認できる窓その他の装置を設けること。

(3) 熱気による入浴設備の内部の入浴者が使用しやすい場所に非常用ブザーを設けること。

(4) (3)の規定により設ける非常用ブザーは、定期的に点検し、熱気による入浴設備を使用中に適正に作動することを確認すること。

(5) 熱気による入浴設備に設ける扉は、当該入浴設備の内部の入浴者が容易に開放できる構造とし、ラッチその他の入浴者が内部に閉じ込められるおそれのある設備又は装置を設けないこと。

(港区公衆浴場法施行条例の一部改正)

第二条 港区公衆浴場法施行条例（平成二十四年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加える。

四十一 熱気による入浴設備を設けるときは、次のとおりとすること。

イ 熱気による入浴設備の適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

ロ 熱気による入浴設備の内部の状況が容易に確認できる窓その他の装置を設けること。
ハ 熱気による入浴設備の内部の入浴者が使用しやすい場所に非常用ブザーを設けること。

ニ ハの規定により設ける非常用ブザーは、定期的に点検し、熱気による入浴設備を使用中に適正に作動することを確認すること。

ホ 熱気による入浴設備に設ける扉は、当該入浴設備の内部の入浴者が容易に開放できる構造とし、ラッチその他の入浴者が内部に閉じ込められるおそれのある設備又は装置を設けないこと。

四十二 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を備えていること。

第三条第二項中「第十五号まで」の下に「、第四十一号及び第四十二号」を加え、「第四十号」を「第四十二号」に改め、同項第二号中ホ及びヘを削り、トをホとし、チをへとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（港区旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規

定により営業の許可を受けている熱気による入浴設備を設ける施設で、第一条の規定による改正後の港区旅館業法施行条例第七条第七号ホ(2)から(5)まで（第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）に定める基準を満たさないものについては、同号ホ(2)の規定は適用せず、同号ホ(3)及び(4)の規定は令和九年九月三十日まで、同号ホ(5)の規定は同年三月三十一日まで適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において熱気による入浴設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

（港区公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定により経営の許可を受けている熱気による入浴設備を設ける施設で、第二条の規定による改正後の港区公衆浴場法施行条例第三条第一項第四十一号ハからホまでに定める基準を満たさないものについては、同号ハ及びニの規定は令和九年九月三十日まで、同号ホの規定は同年三月三十一日まで適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において熱気による入浴設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

（説明）

サウナ施設における安全対策のための設備基準等を定めるため、本案を提出いたします。